

飛騨高山インキュベーションセンター入居者

募 集 要 項

平成30年7月3日
高山市商工観光部商工課

【目的】

高山市では、起業家を支援するための施設として「飛騨高山インキュベーションセンター（以下「センター」という。）」を開設しました。

本施設は、起業家の増加による市内産業のイノベーションや、市内における新たな業種・業態の創出を図るとともに、働く場所や時間、組織などの観点から、多様な働き方が選択できる環境を整えることを目的に整備しました。当市で起業を考えている方は、ぜひご活用ください。

【施設の概要】※平面図、位置図、写真などはHPを参照ください。

1. 所在地

岐阜県高山市有楽町45番地 シング2ndビル 1階（JR高山駅から徒歩約8分）

2. 規模

面積：約29㎡ 室数：1室（駐車場1台込み）

3. 付帯設備

エアコン、ミニキッチン、トイレ

※インターネット環境は整備していませんが、自己負担でインターネット回線の設置は可能です。

【施設の特徴】

4. 利用者への支援

商工会議所や金融機関などの関係機関が連携し、必要に応じサポートします。

【利用料金および利用可能期間】

5. 利用料金

無料（ただし、光熱水費、通信料などは自己負担となります。）

6. 利用可能な期間は概ね1年以内となります。

【募集期間】

7. 平成30年7月3日（火） ～ 平成30年7月27日（金）

なお、平成30年7月22日（日）午後2時～4時まで施設の見学会を実施。（予約不要）

【応募について】

8. 応募資格

飛騨高山インキュベーションセンターの目的に沿った者で、高山市内において起業を検討している

個人。なお、自らが管理・運営できる方となります。

※市内、市外在住者とも対象となります。

なお、現在の住所が高山市以外であっても、利用開始までに、高山市に住民票を置くことを条件とします。(移住支援等による家賃補助等の併用可能)

また、募集期間を過ぎてからの辞退は一切受け付けません。

9. 応募対象事業

店舗や事務所など幅広く対象とします。

ただし、飲食店の開設及び改修等が必要な事業は対象外とします。

10. 応募方法

(1) 提出期限

郵送の場合は、平成30年7月27日(金)消印有効

持参の場合は、平成30年7月27日(金)午後5時15分まで

なお、期限を過ぎて提出された入居申請書については審査を行わずに返却します。

(2) 提出方法

申請書一式を事務局宛に郵送、若しくは直接窓口へ提出ください。

※申請書はメール、FAXなどによる受理はしておりません。

※直接窓口提出される場合は、平日の午前8時30分～午後5時15分とします。

(3) 提出書類

①入居申請書(事業概要)、事業計画書・・・・・・・・・・ 1部

②住民票(3ヶ月以内のもの)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部(市外在住者のみ)

③納税証明書(住民税(平成29年度分))・・・・・・・・・・ 1部(市外在住者のみ)

※書類一式を封筒に入れ、「飛騨高山インキュベーションセンター入居申請書」と表に朱書きのうえ、ご提出ください。

※提出書類の記載内容についての機密は保持します。

※選考結果に関わらず、提出された書類は一切返却できません。

【選考について】

11. 選考方法

(1) 第一次審査 提出いただいた書類をもとに審査し、第一次審査の合否を決定します。

(2) 第二次審査 第一次審査に合格された方を対象に、面接審査を行い、合否を決定します。

12. 選考日程

(1) 第一次審査

応募締切日以降に審査を行い、平成30年8月3日(金)に合否の結果を通知します。

(2) 第二次審査

第一次審査結果通知後、平成30年8月8日(水)を予定しています。

詳細な日程などは、第一次審査合格者に別途通知します。

なお、第二次審査時の旅費は支給しません。

13. 選考結果

最終の可否は、平成30年8月14日（火）までに決定し、通知します。

【入居までの流れ】

14. 入居までのスケジュール

- (1) 入居決定 平成30年8月14日（火）
- (2) 入居準備 平成30年8月14日（火）～平成30年9月28日（金）
- (3) 入居開始 平成30年9月28日（金）まで

※入居決定後、「飛騨高山インキュベーションセンターの管理運営に関する要綱」に基づく、利用申込書を提出していただきます。

【その他】

15. その他

以下についてご理解のうえ、お申込みください。

- (1) ご入居後は、事業の進捗状況などを確認する面談の実施や、決算書など必要書類を提出いただきます。
- (2) 他に定める規則などを厳守してください。
- (3) 提出書類において、虚偽の記載があった場合や規則に反する行為があった場合は、市が利用資格を取り消すことがあります。

【応募に関する問い合わせ及び提出先】

高山市商工観光部商工課 雇用・産業創出係

〒506-8555

岐阜県高山市花岡町2-18

TEL：0577-35-3144 FAX：0577-35-3167

E-mail：shoukou@city.takayama.lg.jp